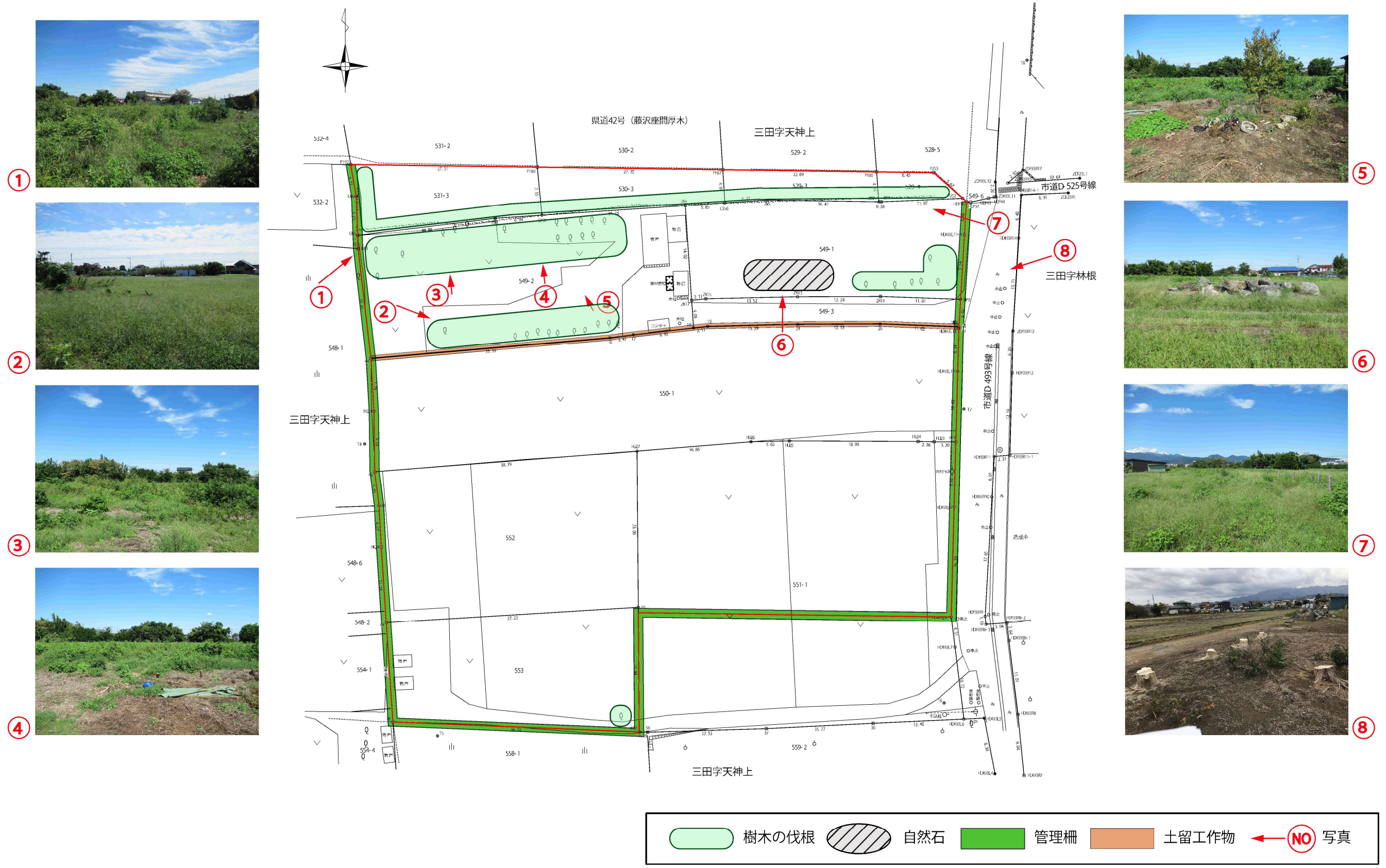


資料3 事業用地の諸条件について（障害物等）

3-1 諸条件及び必要な対応

敷地利用の諸条件	必要な対応
ア 敷地北側に整備予定の都市計画道路	都市計画道路に面する出入口の整備。
イ 障害物	樹木の伐根、土留工作物・自然石等の撤去及び処分。
ウ 「厚木市住みよいまちづくり条例」（平成15年厚木市条例第6号）の遵守	防火水槽、雨水貯留槽等の整備。
エ 埋蔵文化財	敷地の一部が埋蔵文化財包蔵地となっているが、埋蔵文化財の事前確認調査を実施した結果、少量の遺物の散布が確認されたものの、遺構は一切確認されなかった。これにより、工事に先立ち発掘調査を行う必要はないものである。なお、文化財保護法第94条第1項又は同法第97条第1項に規定する通知を行うものとする。
オ 冬季対応	冬期間の本施設内における除雪等。
カ 敷地境界	敷地測量に基づく境界について、境界線上の屈折部その他必要な箇所に不朽の物質をもって、市の境界標を設置すること。

3-2 敷地内障害物位置図（現況）



※現況の立木及び物置工作物等は今年度中に伐採、除却を完了し、外周に木製管理柵等の設置を予定している。